

◇山遊会規約変更(新しい規約は山遊会 HP を参照)

・第 4 条(会員資格): 実質的に第 2 項の様なケースがないため、第 2 項を全文削除。それに従い「第 1 項」という項目名も削除

旧: 第 4 条 第 1 項 本会の会員は、日本山岳会の会員で本会の趣旨に賛同し、本会会員の推薦と、年会費 1 千円を納入した者とする。但し、納入金は、理由の如何を問わず、中途退会した場合、返金しない。

第 2 項 日本山岳会の団体会員に所属する個人が、本会の趣旨に賛同し、本会会員の推薦を得た場合は、年会費 2 千円を納入し本会会員となることが出来る。
当該会員は他の本会会員と同一の権利義務を有する。但し、当該会員が、当該団体会員に所属しなくなった場合又は当該団体会員が日本山岳会の団体会員の資格を失った場合は、当該会員は自動的に本会会員の資格を失う。

新: 第 4 条 本会の会員は、日本山岳会の会員で本会の趣旨に賛同し、本会会員の推薦と、年会費 1 千円を納入した者とする。但し、納入金は、理由の如何を問わず、中途退会した場合、返金しない。

・第 13 条(行事实施): 「山遊会実施要綱」は具体的な規定が見つからない。このような必要規定は山遊会規約ではなく、別に定める(第 18 条追加)こととしたため、この項からは削除。

旧: 第 13 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、企画山行並びに各種の講演会、勉強会を開催する。この実施は別に定める山遊会行事实施要綱によって行う。

新: 第 13 条 本会は第 3 条の目的を達成するため、企画山行並びに各種の講演会、勉強会を開催する。

・第 18 条(別途規定): 規約以外の細かい決まり事(規定)を規約とは別に定めることとした。

新: 第 18 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

◇会山行・個人データ管理・遭難対策規約(山遊会 HP を参照)

平成 22 年 1 月 28 日に作成された「山遊会・会山行『安全管理規約と遭難対策』案」を元に遭難対策に欠かせない個人データ整備についての項目を追加した。個人データは取り扱いに注意が必要であり、名簿を共有保管するのは名簿管理者(保坂)の他、代表(渡辺)と副代表(大西、辻橋)の 4 名のみ限定する。

山行計画書作成について今まで永田さんの会社のサーバーを使用して ML を運用していたが、書類添付ができないう不便さがあった。現在は JAC でサーバーが使えるようになったので、そちらに ML を移管する方向で検討することとなった。ただし ML で山行計画書をオープンにするわけではなく、今まで通り基本的な情報は ML で共有するが、登山届に使用する実用的な登山届は代表または副代表が作成しメンバーのみに配布することとする。

◇登山計画書(山遊会 HP を参照)

山岳警察の登山届・入山届などを参考に登山届のフォームを作成した。手書きでも良いが、代表、副代表のところでは個人情報 JAC 会員番号だけを記入すれば、その他の必要項目は自動入力が可能である。